欠格条項に該当しないことの誓約書（個人用）

年　　月　　日

滋賀県知事　様

氏名又は名称

代表者の氏名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格条項に該当しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 法第30条に規定する欠格条項 |
| １　この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者２　第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者３　心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者　　[経済産業省令]精神の機能の障害により保安業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（規則第30条の2）４　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの |